

一八世紀前半のプロイセン財政

久保清治

目次

問題の所在

二 総監理府の設置と州・地方の行政組織

1 総監理府の設置——中央行政機構の改革

2 州・地方の行政組織

三 財務会計機関の整備と財政収支

1 「金庫」会計システムの内容

2 中央金庫勘定の動向

一 問題の所在

本稿は、一八世紀前半フリードリッヒ・ヴィルヘルム一世治下（一七一三—四〇年）のプロイセンにおける財政運営の全般的な状況をしめすことに主たる目的があるが、ところどころ財政制度の基本的な仕組みについての説明を織りまぜながら、第一に、その制度的仕組みがつくられるなかで最も重要な機構改革となり、一八世紀をとおして殆んどすべての行財政を統轄した総監理府の設置過程と、州および地方における主に徴税管理機構からみた行政組織、第二に、徴収金の出納業務を担当した財務会計機関すなわち「金庫」会計システムの内容と、同金庫の中央勘定で把握できる財政收支の当期間における動向について、ややすくわしく触れてみよう。

周知のとおり、一八世紀初葉のプロイセン王政は領土の拡散という地理的条件のもとで、外にヨーロッパ列強からの軍事的脅威、内に領邦等族との政治的対立におうじながら、権力の一元化をはかるため急速に絶対主義的支配体制を樹立する必要があつたが、その場合、支配体制強化のプロセスは第一番目に軍事力の増強、第二番目に官僚行政の構築という形態をとつた。というのは、前者は外国からの侵略に対処しうる現実的な解決策のみならず、国内での対抗勢力を圧制しうる有力な手段であつたし、後者の官僚機構の形成は行政機能の充実化のみならず、従来の身分制的な等族行政の活動を縮小させて、王権を中心とする政治権力を創出するための有効な梃子であった。

ブランドンブルク＝プロイセンの歴代国王のなかで、本稿の対象とするフリードリッヒ・ヴィルヘルム一世は、一般にまず、ポツダム巨人軍をはじめ強力な常備軍をつくった別名「兵隊王」(Soldatenkönig)の印象がつよいが、

一方では、王政官僚の育成や各専門官庁の整備を施し、管轄事項をより明確に系統化した行財政機構の創設者であつた。彼は後論で明らかになるとおり、即位してまもなく、省・部局の新增設をはかりながら王政に忠実な実務派官僚を抜擢して中央行政の実権を掌握するとともに、それを踏台に即位一〇年後の二三年「青銅の盤石 rochen von bronze」のごとき実行力をもつて、中央に総監理府を、各州に軍事御料地庁を創設して行政改革の総決算を断行し、官僚行政による君權を頂点とする支配体制を決定的にした。以後一九世紀はじめまで、これらの再編成された中央および州官庁は内政の主要な業務にかんし広範囲の行政権限をもつて——その権限の拡大をおそれた次王フリードリッヒ二世は、シュレージエン州の行政、間接税および郵便・タバコ等の専売事業、ならびに国王預金庫の勘定などを分離させる抑止政策をとつたもの——、大綱において、王政の中枢的執行機関として重要な歴史的役割を演じた。

本稿第二節は、このようなプロイセン行財政機構の基本的な枠組がつくれられた改革過程において、おもに財政業務がいかように管轄されたのかの関心から、1 中央行政における官僚支配機構の登場とその推移、官房政令からみた総監理府の任務・組織ならびに官吏構成、2 軍事御料地庁の州行政機能と、とくに各地方において徵税をあつかつた末端役人の概要についてとりあげよう。ただしその場合、当時の官庁業務は、歴史的に等族との権力闘争をへながら軍政・行政・財政が三位一体となつて発展したものであり、いまだ機能別に明確に分化したものではなかつたので、ここでは、行政組織の体系をとらえながら、そのなかで財務とりわけ租税およびその他の収入管理がどのように整備されたのかを概略するにとどまる。

ところで、このような軍事力の増強や官僚行政強化の背後においては、当然にそれらの資金的な裏付けが必要であつて、予算会計の統一化と財政収入の増大をなしとげたフリードリッヒ・ヴィルヘルム一世は、その意味で

は、財政運営のすぐれた手腕家でもあつたと考えられる。後論で明らかにならうとく、彼れはまさゝ、錯綜していた金庫勘定を整理して一九世紀初頭まで存続する租税会計と王領地会計の二つの基本会計に統一化し、中央および各州に専任の会計官を配属して、規程によつて中央・州予算の作成とその編成手順をもだめたし、また即位の翌年、会計検査院を創設して監査業務をより厳格にし、金銭面から行政の実体を把握する体制をととのえた。他方、在位中の歳入増加は約一五〇万ターラー、末期の年予算額はおよそ七〇〇万ターラーに達し、財源をほぼ折半していた税収と王領地収入のうち、一七年から大規模な開墾・干拓投資をおこなつて後者の增收率を高めた。また、歳出のうち軍事費がほぼ七〇八割を占めたにもかかわらず、先王時の借金財政が等族の権力上昇につながつた反省から頑なに黒字政策を維持し、同時に国庫金を蓄積して臨戦体制を財政的にととのえた。

本稿の第三節は、このよつたプロイセンにおける国家会計制度の発展過程において、おもに財政運営が当時どのようにおこなわれたかを素描する観点から、1 王政による収支勘定掌握の条件を具備めせたとおもわれる「金庫」会計システムの内容、2 やがてヨーロッパの列強にせある資金的基盤を形成したとおもわれる財政収支の構成とその動向⁽¹⁾ の問題をとりあげよう。

(1) ハーマン・ヒンリッヒ・ヴィルヘルム I の伝記のこゝに Hinrichs, Carl: *Friedrich Wilhelm I. König in Preussen. Eine Biographie. Jugend und Aufstieg*, Wissenschaftliche Buchgesellschaft, Darmstadt 1974 がある。しかしながら行政の史的意味にかんじては、たゞペテル Schmoller, G.: *Der Beamtenstand unter Friedrich Wilhelm I. Preussische Jahrbücher*, Bd.26 (1870) をおむ。

一 総監理府の設置と州・地方の行政組織

1 総監理府の設置——中央行政機構の改革——

フリードリッヒ・ヴィルヘルム一世が即位してから総監理府が創設されるまでの10年間は、従来の身分制的色彩の残る参事会による集団指導体制から、実務派官僚を王政の忠実な役人として育成・登用し、専門化された各行政機関が国王の指図を確実に遂行する君主專制の官僚組織に編成替えするための移行期間であった。

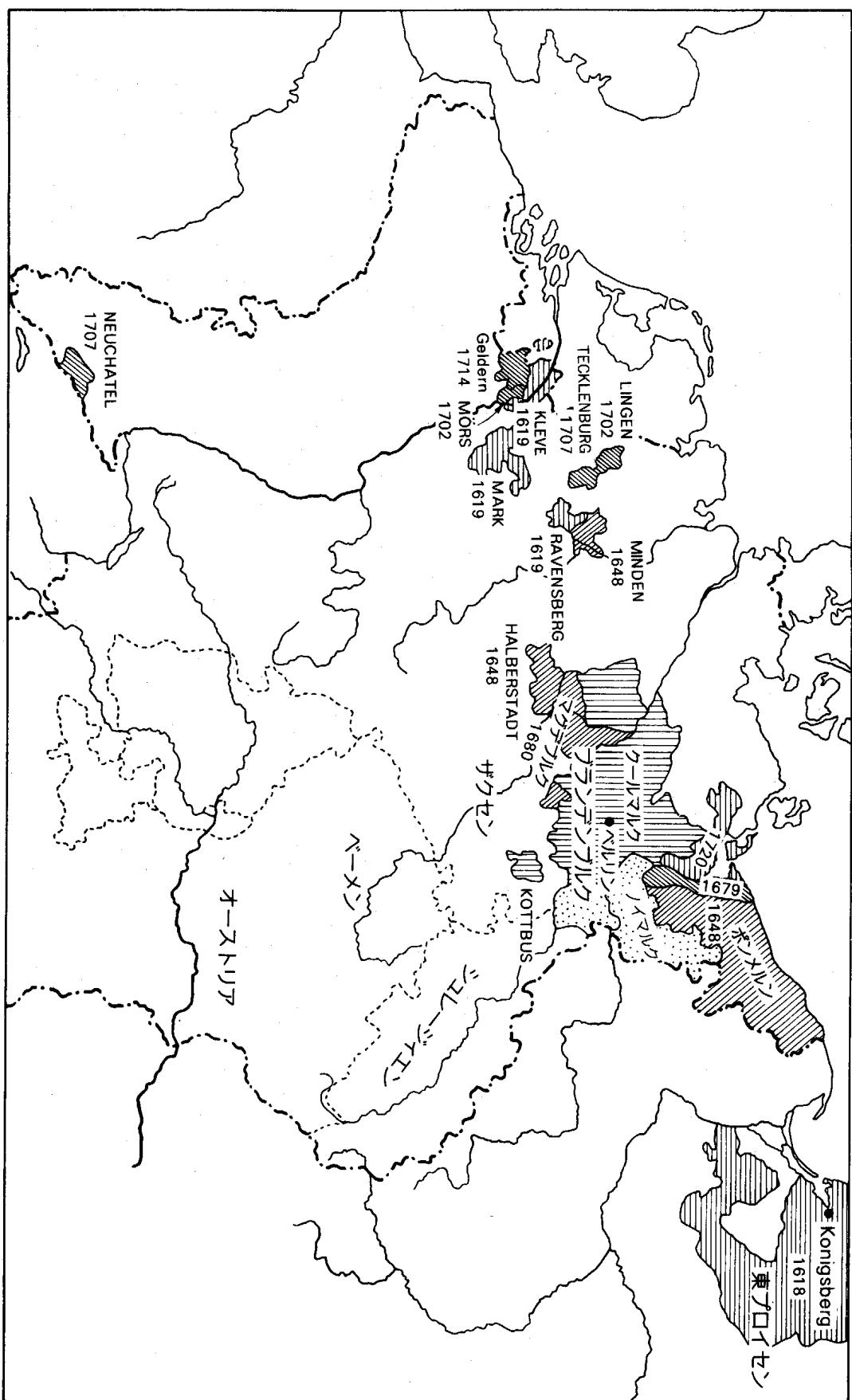
父君フリードリッヒ一世の時代（1688—1711）において、前半の八八～九七年には、王政側からの代表者としてのダンケルト（Eberhard v.Danckelmann）を中心にして、東プロイセンおよびクレーベ等族政府の幹部、ポンメルンおよびヴェストファーレン御料局の長官、ならびに外交政策の責任者から構成された枢密参事会 Geheime Staatsrat、後半の九七～一七一一年には、ヴァルテンベルク伯爵（Colbe v.Wartenberg）やヴィトゲンシュタイン（Augustus Wittgenstein）などの等族身分による官房参事会 Kabinet Staatsrat が全般的な実権を握っていた。

フリードリッヒ・ヴィルヘルム一世は、即位の直前に官房参事会の重臣を失脚させて長老による政治的支配をくずす一方、職業官吏として実務経験のゆたかな有能官僚の中から、専門業務別・地域業務別に分担責任をもつ大臣 Minister や部廻取 Direktor 職を設けて重用し、再編成した官僚機構をつうじて国王への権力を集中化していく。まず、王領地および特権・専売行政にかんする専門業務については、一七一一年に宮中財務局 Geheime Hofkammer（一六八三年設置）を復活させて参事会からの分離をはかるとともに、一七一一年に回廻と王家の財務管理をあつかっていた内帑局 Schatulle を合体させて財務総監理官 Generalfinanzdirektorium を新設し、当該行財

務の中央機関とした。同庁は宮中財務局長官であったカメケ (Ernst Boguslaw v.Kameke) を大臣にすべし、王領地・森林管理、内帑・鑄貨、ならびに郵政・塙・鉱山などの特権担当の二部局 Departement を構成、それらの同長には E・クロイツ、J・A・クラウス、C・G・カメケなど国王の側近官僚が抜擢された。軍事・租税・警察行政にかんしては、以前から中央の専門官庁として軍事総監理官 Generalkriegskommisariat が統轄していくたが、一六年からグルムコウ大臣の提唱による戸籍予算・経理 (頭取 J.A. ハルト)、租税・警察 (頭取 Georg Heinrich v.Borck)、行軍・物資調達 (頭取 Schardius) の三部局が設けられ、庁内業務の分掌化がはかられた。また地域別行政につきては、国内を大つゝねむて分担責任制を採用、一七一四年当時の所属大臣らの担当地域をしめすべく、いわゆるとおり (第1回参照)。Christoph zu Dohna——ハイマルク・ポンメルハ、Heinrich Rüdiger v.Ilgen——東プロイセス、Marquard Ludwig Printz——クノーブ・ゲルデルン・メールス・コンゲン・テクレンブルク、Christian Friedrich v.Bartholdi——ヘルマルク、Johann Moritz v.Blaspił——ノットハ・マルク・ラーヴ・ハスブルク、Ernst Boguslaw v.Kameke——マグダブルク・ハルバーハ・タチュ。なお従来、参事会が掌握していた外交・民族行政につきては、即位当初しきりに枢密参事会を名目的な監督機関として、詔勅の H・R・イルゲン、C・ルーナー、M・L・アリンツ等が業務を遂行したが (イルゲンの死後は彼の娘婿 Friedrich v.Knyphausen が加入)、1711年には参事会から独立した外交業務 (当初は世襲封地問題を含む) 専門の中央官庁として内閣 Kabinets-ministerium が新設され、実務担当官の Adrian Bernhart v.Borck, Heinrich v.Podewils, Wilhelm Heinrich v.Thulemeier (イルゲンの甥) が担当した。彼らに参事会は、よりおなじ総監理府行政が足りしなったあとで中央の一機関として司法参事官 Justizstaatsrat に編入され、二部局 (Justizdepartement と Geistlichesdepartement) に改組された (フリードリッヒ・

一八世紀前半のプロイセン財政（久保）

第一図 1730年代末のプロイセン領土



ンス追放民とユダヤ人問題)をもつ司法・宗教・民族事項の業務に退縮されていった。⁽¹⁾

このようにして、フリードリッヒ・ヴィルヘルム一世は総監理府設置までの中央機構再編成の過程で、従来の長老等族による参事会体制を排除しつつ、専門官庁の新增設をはかりながら実務官僚を要職に就かせていったが、しかし大臣クラスといえども彼ら中央官僚にそれぞれ独自の行政権限があたえられたわけではなかつた。合議制を原則とする機関内の審議事項は逐次、国王への報告を必要とし、国王があらゆる重要政策の決定者であつた。つまり専門化された行政機関は、国王の意志や命令を忠実に遂行する媒介者一団であり、君主專制をねざめる中枢実務機関としてたくみに組織化されていった。国王の各官庁への指示は官房政令 *Kabinettsorder* という書面方式をとり（一七一三[1]年四月二三日付グルムコウにあてた勅裁文が同政令の最初のものといわれる）、また官吏・臣民からの用件は文書で送付することがもとめられ、国王は通常その書類の欄外に所見を記して彼れの意思を伝えた。これらの返答文や官房政令の作成は宮殿に仕えている官房秘書官 *Kabinetssekretär* の仕事のひとつで、また彼らは国王と上級官僚との接点に位置する調整役の機能をもつた。当時の官房秘書官のなかでは、のちに大臣に昇任したE・クロイツ、S・マルシャルやA・ボーデン等が活躍した。

ところで、右にのべた財務総監理庁と軍事総監察庁の二つの中央官庁はそれぞれ独立の業務範囲をもつて州および地方の所属官庁を系統化していくたが、しかし両者を指揮する統轄機関がなかつたので、しだいに排他的な縛張り意識がはたらいて官僚層に対立が生じ、一〇年代末ころから行政の機動的な運営に支障があらわれた。対立の要因は、監理庁系の農本主義・自由交易原則と監察庁系の重商主義・保護関税主張の政策方針における不一致、新鋭の重用された改革推進派と伝統的な保守派の王政官僚内における人的軋轢(内部紛争による前編 E.B.Kameke,

C.F.Bartholdi, J.M.Blasplil, J.A.Kraut 等の辞職)、あるいは実権をえた官僚行政機関と旧来の参事会・等族政府など身分制諸機関との摩擦など、いくつかの局面が複雑にからみあつていて、110年から121年にかけて、国王の指示にもとづく和解会合が何回か開かれたが効を奏せず、とくに111年10月マンデンやラーベンスベルクの醸造所で、管轄所管や利権をめぐつて地方官吏のアムツカーマー(監理庁系)とコミサリアート(監察庁系)のあいだに抗争事件をひきおこすにいたつた。フリードリッヒ・ヴィルヘルム一世は、このような官僚間のけわしい悶着状態を解消すべく、親友 Anhalt-Dessau のレオポルト皇太子の意見にも影響われて、111年末シューネベックの狩猟用別荘にてひそかに監理庁と監察庁の合併構想を練つた。翌112年1月15日「汝らは妙なところに関心をむけ対峙して譲らず、それぞれ別々の国王に仕えているが」とく遺憾であり、両官庁を廃止して最上級の機関を創設するための御前会議の召集を命ぜる詔書を發布、1月19日御前会議にて、国王の草稿を官房秘書官の W.H. Thulemeier が净書した『総監理府に対する指示および規則』(Instruktion und Reglement für die General-Direktorium) を発表、同時に指名をうけた大臣ないびに枢密財務参議官の就任宣誓式がひつぱりなわれ、翌日に総監理府の第一回田の会議が開かれた(一大田には、中央官庁の總廢合に即応し州内行政の統轄機関として、「軍事御料地庁」の設置を命ぜる官房政令が発令された)。⁽²⁾

このようにして誕生した「総監理府」(正式名は General-Ober-Finanz-Kriegs-und Domainen-Direktorium'、略称して General-Direktorium といつは)は、以後一八〇七年のシュタイン＝ハルデンベルク行政改革までの八五年間、中央かの各州・州かの各地方のそれぞれの行政区くに指揮命令を行使して、ほとんどの行政官庁を支配し、絶対主義政策を遂行する中央執行機関としてプロイセンの主要な内政全般を主導した。以下ではしばらく、右の『指示および規程』に依拠して、その組織や管理内容を検討してみよう。

まず総監理府は、合議制のもと議決権をもつ五名の大田と一員名の枢密財務参議即ち (Geheimer Finanzrath' 以下、
参議官といふ) からなり各省にわかつて、それぞれ地域別行政 (Provinzialdepartement) と専門別行政 (Realdepartement)
双方の業務を担当した。第一省……担当大臣グルムコウ、専任の参議官 Hertefeld・Herold・Manitius・Thiele'
担当地域ノイマルク・ポンメルン・東プロイセン、専門業務は国境・干拓、当省にかかる行政事項の大田およ
び参議官一九名による全体会議は月曜日。第二省……担当大臣クロイツ、参議官 Pehne・Ellenberg・Rochow'
担当地域マンデン・ラーベンスブルク・テクレンブルク・リンゲン、専門業務は食糧 (ルベック穀倉) 管理・余計、全
体会議は水曜日。第三省……担当大臣クラウト、参議官 Fuchs・Klinggräff' 担当地域クールマルク・マグデブル
ルク・ハルバーシュタット、専門業務は行軍・糧秣、全体会議は木曜日。第四省……担当大臣ゲルネ、参議官
Eulemann・Börstel・Podewils' 担当地域クレーベ・マルク・ゲルデルン・ノイシャテル・メールス、専門業務
は郵便・道路、全体会議は金曜日。のべ一の大田 Katsch は余計検査院長官をかね同法行政担当、当事項の全
体会議は隨時——Katsch の後任の Viebahn は同法参事会との連係に尽力したが、Viebahn の死後即ち〇年から
総監理府と司法参事会の疎通はうすらいだ——のべ二名の参議官 Grabe Kameke と Samuel Marschall は
官房秘書官を兼務し担当省は無所属であった。大臣はそれぞれ各省分担業務の責任者であると同時に、総監理府
の管轄事項にたいして共同責任をもち地位は同等 (ただし、決議はグルムコウとクロイツ大臣の署名を要す)、参議官は所
属省の業務範囲のみに責任をもつ。会議はベルリンの総監理府庁舎にて夏は朝七時、冬は八時に開催し当月中に
案件のすべてを決裁 (緊急用件は当日中にボッダムの國王のもとに報告すべし) ことがもとめられ、遅刻は一時間につれて
〇〇ドゥカーテン (約一五〇ターラー) の罰金、無断欠勤は半年の給与停止、火曜日と会議時間以外は省内管理、土
曜日の午後は帳簿の点検作業にあてた。また、各省には議決権のない秘書官 Geh. Secretär・事務官 Registrar・

書記官 Kanzlist など、総監理府全体で当初二〇名あまりの実務官吏が配属された。専門別行政以外の主たる任務は、総監理府が財務総監理庁と軍事総監察庁の合併という成立事情から、当然に王領地・レガーリエン行政と軍事・警察ならびに租税行政を地域対象の省ごとに分担しながら統轄することであり、これらの行政分野はもろん絶対王政をささえる中核的業務であった。⁽³⁾

ここでは『指示および規程』のなかで、総監理府の任務に関連して、後述の下部機関の監督や財務会計以外の点で、当時のプロイセン王政の性格を垣間みるうえで興味深い個所を、条文の順番にそつて整理しながら羅列してみよう。①大臣および参議官は、新教徒であろうとルッター派であろうと、忠実・誠実で心の広い有能な人物であり、経済を理解し商工業について豊富な知識をもち、作文のできる本国出身の者でなければならない（第一章七条）。②余は総監理府に、余に忠実な州のコミサリアートとカーマーが互いに排除しあっていいか、一部のみ固つていなか、お金が無駄使いされていいか注意深く監視するよう命ずる（第一章一七条）。③軍政はこれまでどうりとし、総監理府は連隊への支給がどどこうりなく支払われているかをみて、糧食の供給に責任をもつ（第四章一～三条）。④牧師と教師をのぞき、いかなる市民も宿営奉仕を免れることはできない。総監理府は、フランス追放民に与えられた宿営免除期限の二〇年が過ぎていなかどうか調べよ（第五章一・四条）。⑤総監理府は、わが親愛なる臣民が安寧の状態におかれているか、耐えうる以上のものを求められていなかどうか、市民とともに農民や村民に対しても保護に努めよ（第七章一・二条）。⑥農村税は総監理府が絶えず注意をはらわなければならない最重要事項のひとつであり、大臣はじめ各省の構成員すべてがこの点の委細について責任をもつ。総監理府は農村税が適格に徴収され、未納がないよう特別の注意をもつこと。等級区分による賦課制が実施されていない地域において、適正税率以上に課税されているところがあつてはならず、税負担は等しく賦されよ（第八章一～三条）。

⑤アクチーゼにかんし、税率が適切かつ妥当であり、外国の毛織物をはじめ国外産商品すべてが高く課税されて、わが国の商品や工業製品が外国の物よりも安く供給され、かつ円滑に販売されているかは、総監理府とつて最大の関心事のひとつである。わが国の農産物は外国産よりも半分の価格で販売できるよう、外国の農産物に対し高い関税をかけよ。わが国の輸出品には、ゆるやかな取引税以外のものを賦課してはならない。ケーニヒスベルクとクレーベのアクチーゼ税率は、ベルリンにならじ速やかに改正されるべきであり、アクチーゼのいまだ完全に賦されていない地域にはただちに導入を徹底せよ（第一〇章一～三条）。⑥総監理府は、わが国の商業が繁榮し流通税収入が増大するように、あらゆる努力を傾けるであろう。ただし、流通税はわが国の中には外国産よりも軽くせよ。羊毛の輸出を禁止し、外国人技術者の植民をはかり、食鹽の輸入は厳禁す（第一一・一一・一二三章）。⑦総監理府は、必要あらばいつでもあらゆることについて調査である権限をもつ。余への報告は、汝らの慎重な検討にむかへよ。から、眞実を提供してくれるものと確信す。州における軍事・租税・王領地にかんする行政機関は、今後、総監理府の監督および権限下となる（第三四章一・四・六条）。⑧指名された総監理府の構成員たちの中には、以上の任務を充分に果せるかどうか不安になる者もおろうが、余は有識・有能なる秀いでた人材をより抜いたので、一年もたてば慣れてきて全ての仕事をこなすことができるよう。もうこれで、コミサリアートとカーマーの揉め事とはなくなるのである（終章）。

(1) 以上の中央行政機構の再編成過程について、Breysig, Kurt: *Der Brandenburgischen Staatshaushalt in der zweiten Hälfte des 17. Jahrhunderts, Schmollers Jahrbuch*, Bd.16 (1892). Lehmann, Max: *Der Ursprung des prussischen Kabinetts, HZ*, Bd.63 (1889). Schwarz, H.F.: *The Imperial Privy Council in*

the Seventeenth Century, 1943. F・ハルトウング、成瀬治・坂井栄八郎訳『ドイツ国制史』(岩波書店、一九八〇年)、O・ヒンツュ「一八世紀におけるプロイセン軍事・官僚国家」(成瀬訳『伝統社会と近代国家』、岩波書店、一九八一年)を参照。

本文中にあげられた主要人物の経歴を簡単に記す。Eberhard v. Danckelmann • • ワンゲン出身の七人兄弟、一六六三年フリードリッヒ三世(一七〇一年、プロイセン国王となつてフリードリッヒ一世と改名)の家庭教師、八年枢密参事会にはいり国政を担当、九七年横領の容疑により辞職、裁判によつて財産没収と一〇年間の入獄、一七一三年新国王が釈放、ベルリンに招聘され国王の相談役となつた。弟の Daniel Ludolph は軍事総監察庁の局長や長官を歴任。Ernst Boguslaw v. Kameke (一六七四～一七二六年) • • ポンメルンの御料地監督頭の子、一七〇九年郵政長官、フリードリッヒ・ヴィルヘルム一世の依頼によりヴィートゲンシュタイン公爵(官房参事会参事)の収賄事件を調査、一一年宮中財務局長官、一三年財務総監理庁の初代長官、兼地域担当大臣、一八年クレーメント陰謀事件により引退。Christoph zu Dohna (一六六五～一七三三) • • 軍人出身、一六九七年枢密参事会参事、一七〇二年国政の実権をにぎつたヴァルテンベルク伯爵と対立して辞職したが、彼の失脚後一二年に復帰、一二一年司法行政調査委員、フランス追放民対策局長および工場金庫(Fabrikenkasse)担当、一四年地域担当大臣となる。また H・R・イルゲンとともに外交政策にも尽力した。Marquard Ludwig Printz (一六七五～一七二五年) • • ブランデンブルク出身、一七〇五年参事会にはいり〇九年宗教局局長、一〇年科学アカデミー局担当、一三年外務局長、兼地域担当大臣、一八年王立図書館長、二四年司法参事会顧問。Christian Friedrich v. Bartholdi (一六六八～一七一四年) • • ブランデンブルク出身、一七〇七年司法局参事、〇九年司法行政調査委員、一三年地域担当大臣、司法制度改革にかんし H・R・イルゲンと対立後まもなく死亡。Johann Moritz v. Blaspi (一七一三～一七二一年) • • クレーベ出身で一六九六年クレーベ軍事監察庁長官、一三年地域担当大臣、行政改革推進派の F・W・グルムコウや J・A・クラウトと対立、中央行政を離れ一七年クレーベ政府に退いた。Heinrich Rudiger v. Ilgen • • 一七世紀中葉ミンデン生まれ、一六七八年軍事総監察庁長官 F.Meinders の特別秘書、枢密参事会秘書をみて一七〇一年同会参事、ヴァルテンベルク伯爵没(一七一一年)後は外交政策の責任者となる。官房秘書官の指導・育成にも

改訂、綏靖政策のあとで國への大出亡の調整をいたる、ノルマニヤ族の歴史 (Dorwart, Reinhold August: *The Administrative Reforms of Frederick William I of Prussia*, Harvard Univ. Press 1953, Reprinting 1971. *Allgemeine Deutsche Bibliographie*)。

(2) Loewe, Victor: Zur Gründungsgeschichte des General Direktoriums, FBPG., Bd.13 (1900). Stolze, W.:

(3) ここで、総監理府初代大臣の略歴について簡単に記しておこう。

Friedrich Wilhelm von Grumbkow (一六七八—一七三九年)・・・アウグスブルク同盟戦争やスペイン継承戦争で少佐として活躍、フリードリッヒ・ヴィルヘルム一世の皇太子時代から王家との親交が厚く、父の Joachim Ernst 将軍は軍事総監察庁長官となって軍財政の改善に貢献。一七〇九年行政業務の分業化を主張した上申書を提出、一年軍事総監察庁にはいり改革を推進、一三年枢密参事会参事、一七年軍事総監察庁長官となつた。強硬な反オーストリア政策論者であつたといわれる。

Ehrenreich von Creutz・・・ブランデンブルク御料地監督頭の出身、連隊主計官をへて一七〇七年宮中財務局勤務、一二年財務總監理庁局長のかたわら官房秘書官として中央金庫の管理を担当。一八年E・R・カメケ大臣の辞職後は財務總監理庁の實質的な責任者となる。二十五年に王立病院長、科学アカデミー院長を歴任して二三一年に没す。

Friedrich v. Görne (一七七〇—一七四五)年)・・・クールマルクの貴族出身、クールマルク御料地財務庁勤務

をへて一八年郵政長官、財務総監理府長官、地域担当大臣を歴任。王領地総小作人制の普及に貢献。総監理府の初代大臣のなかでは最も在任期間がながく、フリードリッヒ二世繼承時には第1省大臣として長老格の存在であった。

Johann Andreas Kraut (一六六一—一七一三〇年) ……マグデブルクの役人の子、兄のChristian Friedrichは軍事財務局や財務総監理府のおもに金庫担当の中央勘査官。ベルリンで商人奉公のあと、一六八九年軍事総監察官にはこの軍資金の管理を担当。アウグスブルク同盟戦争のとき、プロイセン軍隊の海外資金・補助金の運用をおかれ、外国の銀行家と親交を深める。一七〇八年ほとんどの金庫の管理責任者となるかたわら、みやからぬ高利貸・輸出業者として財をなす。一一年詐欺の疑いで公職を離れたが、新国王は彼の実務手腕をかけて一四年財務総監理府局長に採用、一六年軍事総監察官の軍予算・經理局長をも兼務、また穀倉政策や毛織物工業の振興に尽力。総監理府大臣となりてもなく死したが、遺産一〇〇万ターラーのうち額な財産をのこし、軍人孤児院金庫に一四万ターラー、新兵募集金庫に一〇万ターラーの寄付を残した(Allgemeine Deutsche Bibliographie).

Dorn, Walter L.: The Prussian bureaucracy in the eighteenth century, *Political Science Quarterly*, Vol.46.
Wentz, G.: Die Familie Kraut in Berlin und Magdeburg, *FBPG.*, Bd. 38)°

(4) ABB, III, №280.

2 州・地方の行政組織

前述のベルリンにおける中央官庁の統合化に相応しく、一七〇一年一月一日の官房政令にもよれば、州内の軍事・租税業務を担当した軍事監察官 Kriegskommissariat と州の王領地・バガーリエン行政を担当していた御料地財務官 Amtskammer が併合し、「軍事御料地官」(Kriegs- und Domänenkammer)が設置されたのであった。軍事御料地官は州および飛領地の中心都市(全国で当初九ヵ所)に所在し、総監理府の担当省と連係しながら、参事会系統の機関が管轄した事項以外の州内行政、すなわち州内における外務・同法・高権・宗教・教育・民族問題をのこした全行政を担当

した。各州には、責任者の長官 *Präsident* の下に通常11名の頭長 *Direktor* (王領地・レガーリエン局と軍事・租税局) と10～15名の専任の州参事官 (職名は *Kriegs- und Domänenrat* といい、職務が分掌化され出身州以外への赴任が原則) がおり合議制、そのほか議決権のない秘書官・金庫官・事務官・書記官など10名以上の職員がいた。任務は総監理府の行政事項を州単位に限定したものであつて、具体例をあげると、①都市の商工業・商業状況・市民生活の把握、②農業状態・農民の担税力、③王領地および王有林の管理、とくに王領地における土地改良・開墾・植民の促進、郵便・塩・鉱山・醸造所そのたの専売・特権事業の管理、④駐留部隊の行軍、糧秣・物資・宿營の手配、⑤警察・治安・消防、⑥金庫の出納管理と剩余金の中央金庫への送金業務など。しかし直接的な第一の任務は、後述する各地方の末端役人を監督・指導して軍隊維持のための財源確保、すなわち租税 (都市の間接税・農村の直接税) および王領地代を確実に徴収することにあつた。このような総監理府と連携した軍事御料地庁の行政にたいする支配が定着するにいたつて、かつては州内直治の主導的機能をもつていた等族政庁や枢卿院 *Konsistorien* などの身分制的諸機関は、しだいに貴族層の高権事項 (司法監督、世襲、土地境界、信用活動) や宗教・教育の範囲に縮小させられ、上級機関としてのベルリンの司法参事会や官房府と連携した。⁽¹⁾

ところで、伝統的に農業は農村、商工業は都市という厳しい産業規制や土地所有関係の歴史的なちがいから、州内の行政区域は都市、および農村における私領地と王領地の二つの種類に区分である。そしてこれら地方区の行政になつたのが、都市税務官 (*Steuerrat*、または古くから *Steuerkommissar*, *Commissarius loci* ともいへ)、農村私領地の郡長 (*Landrat* 地域によつては *Kreiskommissar* ともいへ)、および王領地総小作人 (*Generaldomänenpächter*) であり、彼らは、新設された州内の中央行政機関である軍事御料地庁の統制のもとに、各地方で実際にアクチーゼ・関税や地租を徴集する収税人たちの責任者であり、王政の財政的基盤をねぶる財源収取過程での現場監

督の役割を演じた。

税務官は、その職名がしめすように本来は都市税（アクチーゼ・関税などの間接税）の徴集を主務としたが、とくにフリードリッヒ・ヴィルヘルム一世下で強力にすすめられた軍隊の都市駐屯を背景に、王政の都市にたいする行政権が拡大するにつれて事実上、それぞれの都市における主要な行政全般を監督する都市行政責任者となつた。税務官はたいてい都市の中心地にある官舎に居住して事務所をもち、事務所ではアクチーゼ会計官 *Accisekalkulator*、警察・關稅取締官 *Polizei=u. Zollausreiter*、検査官 *Inspektor* など数名以上の官吏が働き、大都市の場合には一ヵ所、小都市のみの場合にはまとめて六～一二ヵ所の都市（税務官の業務対象区域を *steuerrathlicher Kreis* といふ）を担当した。主たる任務である税務行政のほかに、王政官吏としての税務官は上級官庁の指示にもどりて軍行政（宿営・糧秣の手配など）、警察・治安・防火設備、建築規制（とくに藁葺き屋根の撤去）、商工業の振興（とりわけ毛織物と亞麻）、ならびに課税商品の価格統制をも業務の対象とした。また、各州に平均して数名以上が配属された税務官の管理責任のもとに、税務官の居住しない各都市には、アクチーゼ収税官 *Acciseeinnehmer* や關稅収税官 *Zolleinnehmer* がまとめ役となつて、おおくは退役・傷痍軍人出身の金庫・査定の監督官 *Kontrolleur*、釀造・水車・屠殺場の監視官 *Visitator*、国境・市壁の密輸見張人などがおり現場作業にあつた。このような税務官を中心とする王政官吏の都市にたいする行政指導が強化されるにしたがつて、かつては都市における身分制的自律機能をもつていた市参事会（*Magistrat*）は、しだいに都市裁判所と競合しながら司法行政、商業権・ツンフト・市場の監督、ならびに市所有物件の管理に矮小化されてしまつた。⁽²⁾

王政の都市政策における藩屏的役割をはたした税務官に比して、農村私領地の行政をゆだねられた郡長は、「國家経費を支弁する名誉職」であり、すくなくともフリードリッヒ・ヴィルヘルム一世時代までは、王政の政策を

忠実に履行する行政官であつたとは一概に規定できない。つまり郡長は、もともと当該地域の行政を指導しうるほどの実力ある土地所有貴族の中から、クライス会議（州内の農村私領地が古くからいくつかの郡——Kreis という、ただし東プロイセン州と西部諸州は管区制を採用——に分けられ、その郡内の等族から構成された身分制の会議）の推薦にもとづいて任命されたので、一方では王政から委託された地方官吏であるとともに、他方では等族団体の信頼をうけ彼らの利害を代弁する等族代表者もある、という二面的性質をもつた。したがつて、定額の農村税を日常的に徴集・管理して定期的に軍事御料地庁の金庫に納めること以外の業務、たとえば行軍・徵兵・警察治安・農民保護などの問題について、上級機関の行政令を郡長がどの程度まで執行できるかは、根本的には、自治領域を保墨しようとする等族団体の合意や協力によるものであるをえなかつた。総監理府体制のもとで軍事御料地庁は、農村私領地にたいする管理指導を強化しようとしたけれども、行政権を貴族の私領地という経済的基礎過程にまで充分に浸透させるのは容易でなく、各州に六〇—一〇名所在した郡長が *Kreiseinnehmer*、*Kreisphysicus*、*Kreis=und Polizei=Ausreuter*などの補佐官を用い王政官吏として制度上の体裁をとるのえるのは、シュレージエン州の農村行政方式が他州に普及する一八世紀中葉以降になつてからであつた。⁽³⁾

プロイセン全農地の約五パーセントを占めた王領地の行政にかんし、実際に現場で、その管理を担当した責任者が王領地総小作人である。総小作人制は、フリードリッヒ・ヴィルヘルム一世が従来の貴族身分の御料地監督頭 *Amtshauptmann* による王領地管理を排除するため、C・F・ルーベンの提案にもとづき一七年から導入されたもので、同制度は三〇年ごろにはプロイセン全土に普及したと伝えられている。王領地における最小の行政区域を王領地管区 (Domänenamt) といい、一八世紀末全国の管区数は七〇〇（そのうち東プロイセン州がもつとも多く一三六管区、州内全農民の五五%を有した）、一管区の面積は平均三、五〇〇モルゲン、住民数は一〇〇人未満のところもある。

れば一万人をこすところもありそれが“れい”、農民の権利状態も地方によつて大きくなつた。王領地農民は、地沃の度合（のちに査定された収益額）におうじて等級分けされた地代と、軍隊の都市駐屯への移転により現物徴発にかわつて賦課された糧秣・奉仕税 Fourage-und Servisgeld を支払つた。これら王領地管区からの収入は、後述するようにプロイセン財政にとって重要な財源であつたから、管理責任者の総小作人の任命や契約書の作成は、軍事御料地庁にとって熟慮を要する仕事のひとつであつた。総小作人の契約期間は同制度導入当初は六年間（のちに九、一二、一八年に延長）、小作料は年平均九、〇〇〇～一万二、〇〇〇ターラー、契約時に保証金三、〇〇〇～五、〇〇〇ターラーと官職・印紙税の約一五〇ターラーを必要としたので、しぜんに富裕な家柄の者が詮衡された。総小作人は通常二ないし三管区を担当し、担当管区内における徵稅・賦役・警察治安、刑訴以外の司法、水車醸造所・煉瓦製造場、管区農民地などの全行政を統轄し、王政官吏としての行政機能をはたすとともに、収益拡大のために農業經營の改善（とりわけ七〇年代以降、当時「イギリス式農法」といわれた多圃制への移行）を推進する農業指導者でもあつた。なお、それぞの管区には、地代・貢租の徵集や村落の監督を任務とする Amtsmann もしくは Domänen-Beamter がいて、総小作人の業務を補佐した。

- (1) ABB, III, No.295. 軍事御料地庁は州内の司法行政について全く携わらなかつたわけではない。その業務対象は、従来からの等族政府・枢卿院・刑事訴訟院 *Kriminalkollegien* の歴史的な進展との絡みで非常に複雑で端的に範囲を定めるとは難しいが、あえて整理してみるとつきのとおり。
 ①軍事御料地庁に勤務する者のすべての訴訟、
 ②軍事・租税・警察行政にかんする民事訴訟、
 ③官吏と小作人、総小作人と小作人とのあいだに発生した民事訴訟、
 ④都市行政にかんする民事訴訟、
 ⑤王領地農民と市民ないし騎士領所有者のあいだに発生した民事訴訟、
 ⑥関税・特權・王有林・狩猟地にかんする行政訴訟（くわしくは、ABB, VI, 1 Hälfte, Einleitende Darstellung der

Behördenorganisation und allgemeinen Verwaltung in Preussen bei Regierungsantritt Friedrichs II. von O. Hintze, SS. 227-33.

ヤンにおかる官府裁判 (Kammerjustiz)」『社会科学研究』、第二回卷五・六合社刊をみよ)。

(2) 以上の記述は、ABB, VI, 1 Hälfte, SS.239-54 にゆふべく。なお参考までに図書に依拠して、一七四〇年(1740)の官吏の年間給与額 (ターハー) をしめしておいた。総監理府・・・大臣、当時七十歳の長老 F.・ゲルネのハ、〇〇〇を別格として平均三三'〇〇〇~四〇〇、権密財務参議官一、〇〇〇~一、八〇〇。軍事御料地匠・・・長鋪一、〇〇〇~一、〇〇〇、厩長七〇〇~一、〇〇〇、州參事官七〇〇~九〇〇、金庫官四五〇〇~六〇〇、秘書官・事務官一〇〇~四〇〇、書記官一〇〇~三〇〇。地方役人・・・税務官四五〇~八〇〇、余計官一〇〇~一〇〇、アクリチゼ・閔税取税官一五〇~一〇〇、監督官一〇~六〇(ただし、以上の都市官吏には給与のほかに料料収入の約三分の一が配付された)、郡長一〇〇~五〇〇、地租取税官一五〇~一〇〇、監督官一〇~一〇〇。

(3) *Ibid.*, SS.260-74. 身分制や郡長の歴史的役割についてば、君主権と対立する中間諸権力や身分制的諸機関の自律的重要性に着目した我国における最近の貴重な労作、阪口修平『プロイセン絶対王政の研究』(中央大学出版部、一九八八年)をあわせて参照されたい。

(4) 総小作人契約の更新にわたっては、軍事御料庁によつて収穫量、分農場の耕作・管区農民や隸民の状態、ならびに総小作人の見識・実務・指導力・財産などが審査の対象となつたが、とくに問題がなければ更新の継続が通常で、また本人死亡の際はその妻・息子・兄弟が総小作人を継承する場合がおおかつた。たゞえば、クールマルク州の Chorin 管区は一七六八一八七年のあいだ本人、そのハ一八〇〇年まで妻と息子、Lebus 管区は一七六六一九年のあいだ本人、一八〇六年まで息子、その他三〇年間以上おなじ家柄の者が続いた管区は Beeskow・Diedendorf・Vehlefanz など。また、富裕な商人や役人・醸造所有者が総小作人になつたケースもおおく、ちなみにクールマルク州 Biesenthal 管区の総小作人は一七三〇一八〇年のあいだ、商会経営で繁榮したシュプリットゲルバー=ダウムであった(Müller, Hans-Heinrich: Domänen und Domänenpächter in Brandenburg-Preussen im 18. Jahrhundert, in O. Büsch/W.Neugebauer: Moderne Preussische Geschichte 1648-1947, Bd.I, 1981)。

三 財務会計機関の整備と財政収支

1 「金庫」会計システムの内容

既述のとおり、フリードリッヒ・ヴィルヘルム一世が即位してから、王政の主要な二つの財源のうち王領地にかんする行政は監理庁、都市および農村私領地の税務行政は監察庁というように、徴収機構はそれぞれ二系統にわがれて統一化されていったが、それらの収入金の管理や出納業務をあつかう財務会計機関も、しだいに右の二つに系列化された処理システムをとつた。つまり、管区の王領地総小作人の責任のもとに集められた地代および貢租の収入金は、月々とに各州の御料地財務庁にある「州王領地金庫」Provinzialdomänenkasse (Landrente) いう、以下では PDK の略称を用いる) に納められ、そこから州内の王領地行政にかんする諸経費を控除して、四半期ごとに財務総監理庁(ベルリン)の「中央王領地金庫」Generaldomänenkasse (以下 GDK と略称す) に送金された。また、農村私領地の郡長によつて各クライス(州)とに徴収された農村税と、都市の税務官が監督責任者となつて徴収された間接税の収入金は、月々とに各州の軍事監察庁にある「州軍事金庫」Provinzialkriegskasse(Obersteuerkasseともいう、以下 PKK と略称す) に納められ、州内の行政費を差引いて、四半期ごとに軍事総監察庁(ベルリン)の「中央軍事全庫」Generalkriegskasse (以下 GKK と略称す) に送金された。GDK の収入金は、次項でくわしく説明するよう、宮廷・民事支出、軍事費補助や国庫への納付など、GKK の収入金は、もともと租税が常備軍維持のための軍事税として導入されて以来すべて軍事支出にふりむけられ、並列した両金庫の收支勘定にはかなり固定的な

連結関係（じねあむアフュクルム）があった。

これらの中央および州金庫の財務会計にかんしては、官僚機構の整備とともに、各官庁内に特別の勘定所が設けられて、それぞれ専属の官吏が業務を担当した。中央金庫のGDKにはHofrentmeisterによばれた金庫責任者（職位はGeheime Kriegsrat）の数名の經理官、GKKにはKriegszahlmeisterふるう金庫責任者の数名Kassirer, Buchhalter, Secretär, Kassenschreiberなど、○名から多くの小計額、あたは金庫のPDKにはLandrentmeister、PKKにはOberempfänger——俸給はいすれも州庁の局長クラス待遇——ところ、う職名の金庫責任者の多く、それを四～五名の官吏が配属された。このよみに中央と州と地方のあいだの財務会計は、勘定帳簿の面でも金庫担当者ふるうしの人的側面でも、相互に密接な上下関係でつながっていた。⁽¹⁾

フリードリッヒ・ヴィルヘルム一世は、前述のとおり一二三一年の行政改革で中央および州官庁の統廃合を実施したけれども、そのさい財務会計にかんする業務については「収入金がどちらの金庫に納められるかは余の関心事でない、いざれの金庫も余に属する」とこゝへて手をくわえず、従来からの専門官僚による系統化された二つの金庫勘定の継続をやめた。すなわち、総監理府にはGDKとGKK（当初の責任者はそれぞれKühtzeとC.Schonung）⁽²⁾、各州の軍事御料地庁にはPDKとPKKの二局が併存し、これまでどうりの仕様で会計処理がおこなわれた——このような王領地会計と租税会計の一いつの金庫勘定にむづづく財政収支の処理・集計方式は、さる一八世紀をおして大筋において変わることはなかつた。

ただ、国王の前掲『指示および規程』によつて改善を施された点は、一いつある。第一は、予算編成の手続きが明確になつたこと。まず三月末までに、軍事御料地庁にてPDKとPKKからなる州予算原案を作成して総監理

府に送付する。それを総監理府が会計検査院の協力をえながら、当該地域担当の大臣と参議官によつて査定(国王の指示にしたがつて、とりわけ収入減・支出増が詰上されてゐる科田を審査)、各州の予算案がでそろつたところで総監理府の全体会議を開いて各州との予算案を決定し、それを国王に提出して承認を得る。裁可がくだつた州予算にもとづいて、ハレは大臣たちのみで GDK と GKK からなる中央会計予算 General=Etats を作成、それを国王に提出し、おもくともパンテコステ一週間前までに裁可をえて編成作業が終了する(会計年度は聖靈降臨祭後の最初の日曜日 Trinitätsfest を基準、現暦の五月末／六月初にあたる。) 第二は、決算にかんし会計監査が強化されたことである。フリードリッヒ・ヴィルヘルム一世は即位の翌一年、E・クロイツ大臣を中心としてボツダムに「会計検査院」(正体名は Ober-Kriegs- und Domänen-Rechenkammer) を設置したが、当時は検査官が他庁職兼務で充分に機能せず、一二三年の行政改革を契機に会計検査院専属の官吏をおこして監査業務をより厳格にした。同院は総監理府に所属する機関として、長官 Katsch 大臣のもと、PDK 監査課 Domainen-Rechenkammer 及 PKK 監査課 Kriegs-Rechenkammer (それぞれ四～五名の検査官が常勤) からなり、総監理府内の計算実務をうけもつかたねい、各州の金庫官から四半期⁽³⁾とに送られてくる勘定締め帳、ならびに年度締め四週間以内に送られてくる各州の決算書を監査した。ただし、中央金庫の勘定監査は大臣のみからなる会議にておこなわれた。

ところで、右にのべた王領地会計と租税会計をあつかう主要な二金庫のほかに、古くから専売や公営事業それぞれの会計を処理する規模の小さい金庫勘定が一〇種以上あつた。これらのいわば特別会計は勘定が相互に重複しあつて錯綜していたが、財務総監理庁の創設以後やがて大部分は GDK に組入れられ、また総監理府体制下では、これら小金庫の財務官は総監理府の管理下におかれ、同機関の職員が兼務する場合もおおかつた。各金庫の

概略は注記にゆずり、以下では當時に存在した主たる小金庫を11つに分類して、その名称のみをかかげる。①事業費を控除して純収入（剩余）金の全額をGDKに振込んだもの・・・中央郵便金庫（General = Postkasse）・中央塙

金庫（General = Salzkasse）・田紙・カルタ税金庫（Stempelpapiergelehrkasse）・中央料金庫（General = Strafkasse）。②GDKからの資金供与によつて運営され、支出先の範囲が定まつてゐるもの・・・田廷金庫（Hofstaatskasse）・外

交運當金庫（Legationskasse）・非耕用予備金庫（Extraordinarienkasse）。③GKKの管理下に屬するもの・・・恤職・新兵募集金庫（Chargen = und Recrutenkasse）・傷痍軍人金庫（Invalidenkasse）・ポツダム軍人孤児院金庫（Potsdamer Militair-Waisenhauskasse）。なお、国庫金の運用については総監理府の管轄外の事項であり、その勘定の品鑑や保藏所の出入りは、国王の信任をうけたクロイツ大田とその部下のKuch（クロイツの死後は、ヨーテン大臣とCämmerei（秘密軍政官）の二人しか許されなかつたところ）⁽⁴⁾。

（1） 中央金庫への統一化は、GDKよりもGKKのほうが早かつた。最初に、勘定処理が「金庫」という呼称であらわれたのは、一六四一年に設置された穀物および一種の国境税にかんする間接税の金庫“Metz-und Licentkasse”つづいて翌年本領地ブランデンブルク地域を対象とする農村税の金庫“Kontributionskasse”が設けられ、一六七〇年に当時の軍事総監察官Franz von MeindersがGKKを創設した。しかし、このふたつのGKKは、軍政がブランデンブルク（代表者Claus Ernst v. Platen）・西船（Johann Paul Ludwig）・東プロイセン（Wallenrodt）の三地域に分かれていったことから、まだ全国の税収を対象としたものではなべ、一七世紀末になつて、ト・エ・グルムコウ等が中心になり各州の軍事金庫をGKKに吸収する詔みがなされた。一七〇四年、金庫制度の改革に力量を発揮したJ・A・クラウトが、最終的には本領地の軍事金庫Kriegskasse in Brandenburgを併合して、GKKは全国的な租税収入と軍事関連支出の中央金庫となつた。これにたゞして王領地の金庫は、一七世紀10年代に御料地財務

庁が設置され、一部の王領地・鉱山・铸貨の収入をあつたが地域的に分散して処理され、他方、宮廷家領の会計管理は以前からの内帑庫 Schattulle が担当され、他のいくつかの専売・特権収入を管理する個別金庫があつたが、一六七二年に Hofstaatskasse' 一科八三年に御中財務局 Geheime Hofkammer が設置されて王領地会計の整備がはかられた。Dodo von Knyphausen が作成した一六八五／八六年度の王領地会計予算は、プロイセンの王領地にかんする最初の予算といふべきである。一七一三四年、既述のとおり宮中財務局と内帑庫が合体して財務総監理庁が新設され、カメリケ大臣のものゝはじめて全国を対象とする王領地・レガーリムへ収入と宫廷・民事支出の発着をもつた総合金庫 GOK が成立した（以上の本文および注記は、K. Breysig, A.a.O., SS. 55-63. Wolters, Friedrich: *Die Zentralverwaltung des Heeres und der Steuern*, Munich u. Leipzig 1915, SS. 81-9. Koch, W.: Die Gründung der Hofstaatskasse 1673, FBPC., Bd. 27）。

(2) ABB, III, No.283, SS.655-8.

(3) ABB, III, No.280, S.640ff. Hertel (hrsg.): *Die Preussische Ober-Rechnungskammer [Rechnungshof des Deutschen Reichs]*, ihre Geschichte, Einrichtung und Befugnisse, Berlin 1884.

(4) 一七〇〇年までの小金庫の概要を記す。(i) 中央郵便金庫・・・郵便事業にたゞある本府行政官とは別に、ボーデン大臣の監理のものゝ、名州本府 Oberpostamt の会計検査、本府の出納および本府から送金されてくる剩余金の勘定をあつたが、五名からなる金庫官で運営された。一七一／一七三四年度の純益は約一〇万ターラーで、全額 GOK に振込まれた。(ii) 中央塩金庫・・・ボーデン大臣を職に、顧問官・工場検査官・会計官・事務官など数名で構成され、財務のみならず塩専売にかかる中央行政の業務をおこなつた。GOK に送金された一七一／一七三四年度の純益は三八万ターラー。(iii) 印紙・カルタ税金庫・・・印紙税金庫の設置は一六六一年と古く、総監理府体制下では印紙税の行政は第一省、カルタ税の行政は第一省に属したが、名州から送金されてくる双方の徴収金は同一の金庫勘定で集計された。GOK に振込まれた四〇年の総収入は三万五千、〇〇〇ターラー。(iv) 中央料金庫・・・脱税等の罰金や没収金の勘定をあつたが、中央金庫、総監理府第一省が管轄、GOK への振込は一万ターラー未満で、徴収金の半分は税務官および

その他の地方官吏、告発者ならびに貧民救済金として配分された。(v)宫廷金庫・・・GDKからの振込金でまかなわされた通常の予算額は三〇～五〇万ターラー。經理は Hofstaats = Rentmeister Cunow とその部下の一人のみでおこなわれ、明細未詳。(vi)外交運営金庫・・・既述のように、国際外交業務は総監理府とは別の機関の官房府が担当したが、同機関の行政費ならびに枢卿院や等族政府の職員給与をあつかい、GDKから振込まれた予算額は年平均六万ターラー。(vii)非常用予備金庫・・・Rentmeister Albrecht ほか三人で運営され、(ix)の会計業務を兼任、GDKから供与された予算額は二五～三五万ターラー、未使用残金は国王の預金勘定に繰入れられた。(x)官職・新兵募集金庫・・・一六九二年設置の官職金庫と一七一六年(一二三年説もある)設置の新兵募集金庫が一七一一年に一緒になったもの。前者は官吏任用のわいの官職税 Chargensteuer (たゞ々々ば一七一七年)へ Hofrat などなると一〇〇' Rat 一〇〇' Sekretär 五〇ターラー、王領地総小作人が Amtsrat の職位をえると八〇' Oberamtmann 一五ターラー、金庫官の預けた保証金(ただし一二三年に廃止)、特許・資格授与のわいの徴収金からなる収入勘定をあつかひ、後者は近衛兵のボツダム巨人軍用の支出勘定を処理した。マーシャル大臣を責任者に、V. Ziegler など七名の吏員で運営。(xi)傷痍軍人金庫・・・一七〇五年ベルリンに工事費三〇万ターラーをかけて建設された傷痍軍人収容所の余計をあつかい、運営費は GKK・GDK および(レ)からの補助金でまかなかれた。経常の予算額は年一二万ターラーあまり。(x)ボツダム軍人孤児院金庫・・・一七二四年ボツダムに J・A・クラウトの遺産分与を基金にして建設された軍人孤児院の事業会計をあつかい、経常の運営費は GKK、教会からの寄付および(レ)の補助金によつた (ABB, V1, 1 Hälfte, S. 184ff. 成瀬治「プロイセン絶対王政成立期における官僚制の性格——Rekrutenkasse の問題を中心とする」、柴田・成瀬編『近代史における政治と思想』、山川出版社、一九七七年)。

2 中央金庫勘定の動向

フリードリッヒ・ヴィルヘルム一世治下における中央財政の歳出入は、前項で説明したとおり、GDKとGKの二つの金庫勘定で把握でき、その金額は州および地方レベルでの行政費や民事費の一部がまえもつて差引かれた州会計の集計額であつたから、厳密にいえば今日の財政統計とは異なつて、粗計ではなく純額予算にちかい。おもうに、このような会計方式は王政にとつて州・地方の收支科目を査定しやすく、同時に軍政のため、いかにして最大限の財源を收取しうるかに关心があつたからであろう。以下では、当時の統計資料をくわしく掲載しているA・F・リーデルの文献に依拠して作成した表にそい、一八世紀前半における中央金庫勘定の動向をまとめよう。⁽¹⁾

第二—1表はリーデルの付表No.11から抽出したものであるが、GDK収入は全国の王領地および専売など小金庫からの△純▽収入額、GKK収入は△純▽税収総額をしめす。GDKとGKKの収入合計、すなわちプロイセン国家の歳入は、即位の一三／一四年度における四四〇万ターラーから以後しだいに増加して、退位（死亡）の三九／四〇年度には七〇〇万ターラーちかくとなり、在位二七年間の増加額は二五二万ターラー、年平均九・三万ターラー増であつた。表からわかるように、歳入増はGDKおよびGKK双方の収入増加によるものであり、この期間の内訳をみるとGDKの収入増が一三六万ターラー（年五、〇三七ターラー増）にたいし、GKKは一六万ターラー（年四、二九六ターラー増）と、GDKのほうが若干おおい。歳入に占める両者の構成比は、当期間をつうじてGKKのほうがおおきく、それは一〇／一二年度の五六・八%、三〇／三一年度の五四・四%、三九／四〇年度の五二・三%のように、遞減傾向があるものの常に歳入額の半分以上を占めた。GKK収入のうち農村税は、G・シュモラーの推計によると、たとえば一三／一四年度は約一〇〇万～一三五万ターラー、三九／四〇年度は

第二一表 1713／14年度～1739／40年度における財政収入

(単位：1万ターラー，千の位で四捨五入，カッコ内は構成比%)

	GDK収入	GKK収入	合計
1713／14年度	194(44.0)	246(55.9)	440
14／15	213	253	466
15／16	216	256	472
16／17	250	268	518
17／18	219	292	511
18／19	229	308	538
19／20	292	312	606
20／21	231(43.0)	305(56.8)	537
21／22	232	320	552
22／23	307	325	632
23／24	274	329	603
24／25	279	344	620
25／26	285	340	626
26／27	319	355	674
27／28	266	335	602
28／29	264	337	603
29／30	276	355	631
30／31	289(45.6)	345(54.4)	634
31／32	299	356	655
32／33	296	351	647
33／34	302	355	657
34／35	315	347	662
35／36	319	360	679
36／37	311	355	666
37／38	323	372	694
38／39	323	359	682
39／40	330(47.7)	362(52.3)	692

約一六〇～一七〇万ターラー（そのうち地域別にはブランデンブルク諸州で三割、東プロイセン州が二割を占めた）であったので、概活的にとらえると当期間、直接税収入と間接税収入がGKKの財源を折半していたと考えてよい。いざれにしても、両金庫ともかなりの収入増大がみられたわけで、GDKは前述の開墾・植民による王領地の拡大、総小作人制による農業經營の改善、隠し烟の摘発と賦課の徹底化、ならびに製塩工場の新設（五年の Königsborn）、郵便・印紙収入などいわゆる特別会計からの振込金の増加により、またGKKの収入増は直接的には東プロイセン州における農村税の改革と、その影響をうけて実施された他州での租税台帳の見直し、あるいは二〇年のアクチーゼ税率の改定によるものとおもわれる。⁽²⁾

つぎに歳出額の推移につき、リーデルの付表No.12とNo.13から三年ごとの数値をひろつて第二—2表を作成した。金庫勘定からみると、同表の軍事費はGKKの収入額から国庫への少額のGKK送金を控除したものに、GDKからGKKへの軍事費援助のための振込金（Adjuntumといい、以下では「補給金」と訳す）と小金庫からGKKへの少額の送金額を加算して計算し、宫廷・民事費はGDKの支出総額からGKKへの補給金とGDKからの国庫送金その他を差引いて算出されている。歳出額は一三／一四年度の三八九万ターラーから三九／四〇年度の六〇八万ターラーに歳入増に比例して増加し、当期間内の増加額は一一四万ターラー、年平均八・一万ターラーであった。歳出の構成比をとると、年度によつて多少の変動があるものの、軍事費が恒常に膨張してだいたい八割前後を占め、宫廷・民事費の非軍事目的支出は非常に低い水準におえられた。軍事費の資金調達は、前述のとおり、租税収入の全額とそれでは不足する分を主にGDKからの補給金で補填された。このような軍制にたいする支出の圧倒的な比重は、兵隊王の異名をもつフリードリッヒ・ヴィルヘルム一世が年々いかに軍事力の増強をはかつていたかを裏づけるものであり、ちなみに彼の在位期間における軍人数は約四万人増加して四〇年ごろ八

第二一 2表 1713／14年度～1739／40年度における財政支出

(単位：1万ターラー，千の位で四捨五入，カッコ内は構成比%)

	軍事費	宮廷・民事費	合計
1713／14年度	313(80.5)	76(19.5)	389
16／17	330(73.5)	119(26.5)	449
19／20	365(73.7)	130(26.3)	495
22／23	382(67.9)	181(32.1)	563
25／26	451(78.7)	122(21.3)	573
28／29	465(82.3)	100(17.7)	565
31／32	464(80.8)	110(19.2)	574
34／35	486(80.7)	116(19.3)	602
37／38	509(81.6)	115(18.4)	624
39／40	504(82.9)	104(17.1)	608

第二一 3表 1713／14年度～1739／40年度におけるGDK支出

(単位：1万ターラー，千の位で四捨五入，カッコ内は構成比%)

	宮廷・民事費	GDKへの 補給金	国庫への送金	その他	合計
1713／14年度	76(36.4)	42(20.1)	82(39.2)	9	209
16／17	119(46.9)	48(18.9)	75(29.5)	13	254
19／20	130(48.7)	32(12.0)	87(32.6)	18	267
22／23	181(59.5)	32(10.5)	66(21.7)	25	304
25／26	122(44.4)	74(26.9)	51(18.5)	28	275
28／29	100(39.2)	67(26.3)	61(23.9)	28	255
31／32	110(37.4)	74(25.2)	81(27.6)	28	294
34／35	116(36.4)	80(25.1)	90(28.2)	33	319
37／38	115(35.4)	105(32.3)	72(22.2)	33	325
39／40	104(31.0)	105(31.3)	91(27.2)	34	335

万三、〇〇〇名となり、当時のヨーロッパにてプロイセンの領土は第一〇位、人口は一三位にもかかわらず、軍隊は第四位の規模をほこっていたといわれている。いま第二一一3表からGDKの支出内訳をみると、宫廷・民事費は、新規王領地の購入や東プロイセン州での大規模な干拓事業をおこなった一七年からの一〇年間をのぞくと、年おおよそ一〇〇万ターラーあまりであり、そのうち宫廷費（宫廷金庫への振込金）は通常三〇～五〇万ターラーと半分ちかくを占め、中央行政費が一五万ターラー、国王の個人的出費は年五万二、〇〇〇ターラー、残額が予備金をふくむ福祉的消費支出という予算であった。他方、GKKへの補給金はGDKの収入増大におうじて急速に増加し、当期間末には宫廷・民事費の金額とならんでGDK支出の三分の一を占めるにいたり、また国庫への送金額は年七〇～九〇万ターラー、「その他」の支出はGDKからの資金供与によつて運営された前記の外交運営金庫などへの振込金である。⁽³⁾

ところで、第二一一1表と第二一一2表における財政收支の金額を見比べると、つねに歳入が歳出を上廻つていたことがわかる。そこで、在位二七年間の收支差額を計算すると、第二一一4表のとおり合計一、六八四万ターラーとなり、この収入超過分はGDKから国庫に送金された合計額にほぼ一致する。つまり毎年、財政の黒字政策がとられて剩余分は国庫金として積立てられたと考えられる。とはいっても、算出された一、六八四万ターラーがそつくりそのまま蓄積されたわけではなく、のちの調査分析によると、フリードリッヒ二世が父王から継承した国庫残高はおおよそ一、〇〇〇万ターラー、したがつて約七〇〇万ターラー程度がフリードリッヒ・ヴィルヘルム一世の在位中に国庫から出費されたと推定される。いまのところ運用先の詳細はわからないが、G・シュモラー等の文献を参考にして項目を列記すると、新規分農場の購入、東プロイセン州の土地改良、ザルツブルク地域の植民化、要塞築城、都市建設、ベルリン郊外（Friedrichstadt, Werder, Neustadt）の学校・教会建築などへの

第二一四表 1713/14年度～1739/40
年度における財政収支の差額(国庫金)

(単位：1万ターラー、千の位で四捨五入)

1713/14年度	51
14/15	104
15/16	99
16/17	69
17/18	36
18/19	51
19/20	75
20/21	71
21/22	11
22/23	108
23/24	54
24/25	60
25/26	54
26/27	13
27/28	58
28/29	38
29/30	51
30/31	86
31/32	81
32/33	45
33/34	59
34/35	60
35/36	77
36/37	44
37/38	70
38/39	75
39/40	84
合計	1,684

投資や、一七二〇年のフォア・ポンメルンの獲得にともなう支出があつた。⁽⁴⁾

以上のように、一八世紀前半におけるプロイセン財政の収支構造は、王領地収入と租税収入(税収のうち、農村の直接税と都市の間接税が各半分ずつ)がそれほぼ折半した歳入でもって、民事費を抑制しながら軍事支出の増大に偏重し、かつ黒字財政を堅固に維持したところに注目すべき特徴であろう。それは、当時のヨーロッパ諸国の大半が借金財政にあえいでいた状況——たとえばフランスでは、ルイ十四世時代の債務残高が二〇億リーブルをこえ、当時の予算額の一〇倍に匹敵したといふ——とくらべて、ひじょうに対照的である。⁽⁵⁾プロイセンにおけるこのような軍事費への偏りと超均衡財政(国庫積立制)に代表されるフリードリッヒ・ヴィルヘルム一世の財政運営は、つきのフリードリッヒ二世の時代にも主要な政策理念として受継がれた。

(一) 財政取支の分析にかゝる、レッセーピ利耶ル Riedel, Adolph Friedrich: *Der Brandenburgisch-Preussische Staatshaushalt in den beiden letzten Jahrhunderten*, Berlin 1866 は、一七・一八世紀の100年間にわたるアロイゼン財政の歳出入を、各君主治世ごとに時代区分して取りあつかったものであつて、アロイゼン財政史を研究する者の基本的な文献のひとつである。史料は主として(1)一七四六年フリードリッヒ二世の命令による調査報告書 v. Holzendorff によつて作成された General-Extract' (2) 一七八一年ヘルツベルク大田の掲示を以て収集されたものと、一八五六年 v. Fidicin が編集した Landbuch のなかの国王の収入田鑑' の一つに依拠しており、史料的価値の高いものにして定評をうけている。ただ、年代的な統計の羅列であり構造分析が不十分であるといふ、歳出額にかんしては総じて非常に概括的であるなどの点において制約がある。

著者リーテルは、一八〇九年^レ「ノイエンブルクの監修官として出世し、一八一年ベルリヒ大学卒業、Hochschule ベルリヒに於て眞教輔の職務をつとめ、二年後はナウムブルクの枢密文書館を陞任、後年はナウムブルクにて職業編輯に從事、一八七一年^レノイエンブルクにて没した (Allgemeine Deutsche Bibliographie, S. 514f.)。彼の著作は著しく多く、そのうち最も重要なのが、文題に掲げた著作は最後に記すが如く。De comite palatii judicis praefecto, 1831 (Dissertation). Die Mark Brandenburg im Jahre 1250, 2 Bde., 1831-32. Diplomatische Beiträge zur Geschichte der Mark Brandenburg und ihrer angränzenden Länder (hrsg.), 1833. Magazin des Provinzial- und statutarischen Rechts der Mark Brandenburg und des Herzogthums Pommern, 3 Bde., 1837-39. Nationalökonomie oder Volkswirtschaftslehre, 3 Bde., 1837-40. Die Domänen und Forsten, Gruben, Hütten und Salinen des preussischen Staates, 1849. Zehn Jahre aus der Geschichte der Ahnherren des preussischen Königshauses, 1851.

Schnoller, Gustav: Die Epochen der preussischen Finanzpolitik, *Schnollers Jahrbuch*, Bd. 1, S. 55.
なおレーリド、フニー・シコシヒ・カイルブルム一世以前の財政収入については簡単に述べる。一六六〇年頃の
税収はアランゲンブルク三六万ターラー、東プロイセン三〇万、クノーベルク一五万、ポンメルン一一万、ノン
デン・カーベルク一四万、ハルバーシュタット一〇万の計一三七万ターラー、負債はスペインから一六万、オ

ハンダ七七万、帝国 100 万の約 113 万ターラーであった。また一六八〇年¹⁾¹⁾の軍人数は約四万五、〇〇〇兵、そのうち歩兵 100' 軍兵 (八五部隊) 九、七〇〇' 龍騎兵 (一九部隊) 三、四〇〇' 砲兵 1' 〇〇〇' 步兵 (一八八部隊) 三万人 (Fay, Sidney B.: *The beginnings of the standing army in Prussia*, *American Historical Review*, Vol. 22, 1917, p.776)。また、フリードリッヒ・ヨハネスの財政収入は、GKK が 150 万、GDK が 10 万、内帑庫金庫 (Schatullkasse) 大 0 万の計 100 万ターラー、在位中における外國からの援助金は計 1' 〇〇〇 万、國库貯蔵は 100 万ターラーであった (Klein, Ernst: *Geschichte der öffentlichen Finanzen in Deutschland 1500-1870*, 1974, S. 45f. 上田安敏『ルイ・フィリップ成立譜』有斐閣、昭和 11 年)。

(3) Jany, C.: *Die Kantonverfassung Friedrich Wilhelms I.*, FBPG., Bd. 38 (1926).

(4) Lehmann, Max: *HZ.*, Bd. 55, S. 275. 総額が 11' 〇〇〇 万・シックハーツ、國庫のみならず GKK からの支出を含めて 17' 111-111 万の投資額を、(後の) みなし算出している。東プロイセン土地改組大 0 万、新規直轄地購入 100 万、要塞建設 150 万、フホア・ボンメルン獲得 100 万、都市建設 100 万ターラー (G. Schmoler, A.a.O., S. 74)°

(5) 赤羽裕『アーレン・ジーム譜序説——一八世紀フランスの経済と社会——』(みずほ書房、一九七八年)、七六頁。

(追記) 本稿は、あえて発表した「アーレン・ジームの財政収支——フリードリッヒ・ヴィルヘルム一世の財政運営に関する一素描——」(『横浜商大論集』、第 10 卷 1・1 合併号、昭和 51 年) を重複して置いたが、その「貴重文献」へはプロイセン行政公文書のアクタ・ボルシカ全類 (*Acta Borussica. Die Behördenorganisation und die allgemeine Staatsverwaltung Preussens im 18. Jahrhundert*) を入手し、史料研究をくりく述べたものである。前稿とへりぐれ本論は、中央行政機構の再編成過程、総監理府体制の内容、徵税吏の実態にかんする分析をあらたに加え、財務会計制度についてはより詳しく述べた一方、財政取支の分析については、その動向を把握する観点から一項にま

とめ、前稿のかなりの部分を削除して補正した。作成にあたり本学学術研究会より平成二年度の研究助成をうけた。